

サバ、ブルネイの貿易統計

—— 統計事情解説付記 ——

統 計 部

は し が き

- I サバ、ブルネイの統計機構、統計調査、
統計関係報告書
- II 貿易統計書の概要
- III 貿易統計書の内容
- IV 定義および除外品目
- V 数量および金額の表示
- VI 相手国分類
- VII 品目分類

は し が き

サバ（旧称北ボルネオ）とブルネイは本誌1967年2月号で紹介されたサラワクとともに、1963年8月末日まで、旧英領ボルネオとして英国の植民地であったが、同年9月16日、サバは「北ボルネオ」から現在の名称に改め、サラワク、マラヤ、シンガポールと合併してマレーシアとなり、サラワク、サバはそれぞれその一州を形成することとなった。ブルネイも同様に戦後は英国の植民地となっていたが、マレーシア結成に参加せず、28代サルタンの決定により土侯国として独立し、現在にいたっている。

1960年人口センサスの結果によると、これら3国の人口総数は約130万人、うち華僑が4割近くを占め、小数のインド人のほかはマレー人およびマレー系原住民（マレー半島、スマトラ、ジャワ、セレベス、南フィリピンから移住してきたと推定される）で複合民族国家となっている。

「ボルネオ」という名称は、土侯国ブルネイが

16、7世紀にかけてボルネオ全島に支配力をおよぼしていたころ、ブルネイを訪れたヨーロッパ人が西欧で紹介した際に「ブルネイ」をなまったものと考えられている。

18世紀に、英国の東インド会社がブルネイのサルタンから現在のサバ地域を購入して植民を始めた。一方、英国人ジェームス・ブルックが1841年にサラワクの現首都クチン近在住民の叛乱を鎮めた功績によって、サルタンからサラワク（現在の第1地区よりやや狭い範囲）の統治を委ねられて、以後20世紀初頭までの間、英国人の治政が効を奏して、サラワク領が現在の地域にまで拡大されたのに対し、サバの場合は最初から植民がねらいであった点が異なっている。東インド会社が設立したボルネオ開発株式会社は、ブルネイ湾口にあるラブアン島を基地として、ボルネオを後背地とみだてていたが期待したほどの生産力と消費力に恵まれなかったが、一方においてゴムの栽培を奨励したことと、天然に恵まれた木材資源が現今では主要輸出品となって、マレー人の手にこの政策が継承されている。

他方、ブルネイでは、すでに領土の北部を手放し、南部の各地方の住民が次々と離脱してサラワク領下にはいり、さらに財政の危機が深刻の度を増していたが、1929年シリア地区に油田が発見され、やがてこれが財政の危機を救い、しかも近年は原油の輸出が輸入総額を上回って、アジアにお

いては恵まれた国となっている。

サバは、毎年わが国に対する材木の輸出額だけでサバの年間輸出総額の半分を占め、ブルネイの輸入相手国は依然として英国が1位を占めているが最近ではアメリカ、日本が毎年輸入額を伸ばし競合をみせており、この両国との交易関係が徐々に重要性を増している。

1世紀以上にわたる英国の支配が終わり、ラーマン首相が提唱したマレーシアに参画したサバ、サラワクはマレー人を中心に国造りの第一歩を踏みだしたところであるが、国の政策展開に不可欠な統計調査資料については、英国人がいたころの古いものはあるが新しく調査を実施するには、指導力と経験豊かな英国人が引き揚げたあとのマレーシアは統計の専門家が乏しくなっている。しかし、かような環境下でありながら、クアラルンプールの中央統計局の指導によって、サバ、サラワクの統計機関は少しずつ充実の方向に向かっている。

ブルネイは、やはり両国と歩調を合わせて統計調査の実施に積極的な姿勢をみせ、最近では国連の指導を得て統計の充実を図っているようにみられる。そこで、サバ、ブルネイの貿易統計の解説にはいる前に、両国が刊行している統計関係報告書、近年の統計調査活動、その機構について述べてみよう。

I サバ、ブルネイの統計機構、 統計調査、統計関係報告書

1. サバ

現在、サバで統計調査を統括している機関は統計部 (Department of Statistics) である。これが発足したのは1963年からと考えられるが、それまでは官房 (State Secretary) が中心となり、1891年か

らの人口統計などの古い関係資料を保管し、『北ボルネオ年鑑』(North Borneo Annual Report) の編集作業をも担当していた。

統計部が担当しているのはサバ貿易統計の集計がおもな業務であるが、1970年の人口センサス、近い将来に物価統計の実施が立案されている。

1961年に第1回農業センサスを実施したのは農業部 (Department of Agriculture) であったが、それまで農業に関する統計調査を実施したことはなかった。したがって、以前の『北ボルネオ年鑑』に掲載されていた農業関係の統計は農業部が地方の政府機関を通じて収集した業務資料によった推計値である。

毎年、ゴムに関する統計を作成しているのにゴム基金財団 (Rubber Fund Board) の年報がある。この機関の業務は国内にゴム栽培を奨励し、指導するとともに生産されたゴムの販売、輸出を斡旋することで、ゴム輸出額の3.3%が財団の運営基金にあてられている。この業務の性質上、ゴムに関する統計が業務を通じてまとめられ、毎年統計書として刊行されている。

上記機関が統計調査として実施したものは、

(1) 人口センサス 主管：政府官房

1891年より10年間隔、ただし1941年はとり止め、最近では1960年に実施、実査の協力機関となったのは市民部 (Civil Service)。報告書：*North Borneo Report on the Census of Population taken on 10th August, 1960.*

(2) 農業センサス 主管：農業部

1961年に第1回目を実施、実査の協力機関となったのはゴム基金財団。報告書：*Census of Agriculture 1961, North Borneo.*

(3) 工業調査 主管：政府官房

1962年に第1回目を実施、最初の郵送調査。

報告書: *Manufacturing Survey*.

であった。前二者は国連の人口・農業に関する1960年世界センサス実施に関する勧告の趣旨に沿ったものであったが、工業調査 (*Manufacturing Survey*) は1959年マラヤ工業調査をそのままとり入れたものであった。

以上のほか、統計報告書としてつぎのものが刊行されている。

(1) 『統計年報』 (*Annual Bulletin of Statistics*)

1964年よりクアラ Lumpur 中央統計局から刊行され、前年までの『北ボルネオ年鑑』に代わった

(2) 『ゴム統計便覧』, ゴム基金財団刊行。

(3) その他、政府各部の業務報告書。これは各部が年間の業務実績をまとめた白書ともいうべきもので、その説明に業務統計が掲載されている。

(4) 『貿易統計』, これについては後述する。

2. ブルネイ

ブルネイの統計機関といっても、経常的に統計を担当している組織は存在しないといえる。政府機構の頂上にサルタンがいることを除けば、その組織はサラワクやサバとほとんど同じであるが、この両国はマレーシアのメンバーとなって中央統計局の指導で直ちに統計部を設置し、統計調査に対する関心の強さを示したが、ブルネイは人口数8万余人(1960年センサス)と少ないことと、業務統計資料が充実しやすいため、強い関心が湧かなかったのかもしれない。

統計機関に代わるものとして、政府の官房 (*State Secretary*) の中に開発計画委員会 (*Commission of Development Plan*) が設置されて、外国より招聘した統計専門家を置き、統計調査の立案に従事している。1921年より10年ごとの人口センサス(1941年

はとり止め)の実施はやはりこの官房が主管したものであったが、マラヤ政府の指導によるものであった。

1962年ブルネイ農業センサスは農業部が主管し実施したが、統計書の編集刊行は官房の担当となっており、農業部は統計調査を総合的にまとめるほどの陣容ではない。

1962年にサバは工業センサスを実施したが、ブルネイはまだその段階に到達していない。

したがって、ブルネイの統計報告書は『人口センサス報告書』と『ブルネイ貿易統計』(後述)が刊行されているだけで、農業センサスの結果は未刊である。

このほか、統計が掲載されている刊行物に『ブルネイ年鑑』があり、官房が政府各部の年間業務実績にもとづいて、業務統計を引用しながら解説を加えた政府白書である。

サラワク、サバが各部単独の、同趣旨の年報を刊行しているが、ブルネイでは作成していない。

II 貿易統計書の概要

1. サバ

サバの貿易統計が掲載されているのは、1963年までの『北ボルネオ年鑑』, 1964年から『サバ統計年報』, 『税関部年報』 (*Annual Report Royal Customs and Excise Department*) と『サバ貿易統計』 (*Sabah External Statistics*) の3種類である。

『統計年報』に掲載されているのは、時系列でみた輸出入総額、主要商品グループの年間輸出入総額、主要相手国別の輸出入額で、『税関部年報』と同様、概況を示しているにすぎない。

サバ貿易統計は、上記2書に引用された統計数字の出所となったものである(次節で説明)。

『税関部年報』の内容は、部の組織、貿易実績、

国内港湾設備の拡張工事進捗状況、職員の研修等年間の業務実績のほか、近隣諸国との貿易事情の解説が述べられた30ページ程度の小冊子である。これによると、サバの貿易港として、つぎの港湾が紹介されている。

ラブアン島ビクトリア港、ジェセルトン港、クダト港、サンダカン港、ラハド・ダト港、センボルナ港、タワウ港およびワレス港。

2. ブルネイ

サバの『税関部年報』に対応するのはない。『ブルネイ年鑑』に輸出入実績の掲載のしかたはサバの場合とよく似ているが、さらに1年間の貿易の特徴について、大まかな解説が述べられている。本書に紹介されたブルネイの貿易港はブルネイ港とクアラ・ペライト港となっている。

『ブルネイ貿易統計書』(Brunei External Trade)が刊行されたのは1959年4～12月分から、それ以前の統計は報告書として作成されていない。しかし、通関実績による統計は毎年税関長からサルタンあて報告にまとめられており、品目分類もごく粗いものでしかないが、写しは1949年分から1959年1～3月分まで、本研究所統計部に保管されている。

III 貿易統計書の内容

1. サバ

貿易統計書の内容を1965年報でみるとつぎのとおりである。

- (1) 概念、定義、使用した品目分類の説明
- (2) 3桁までの品目分類の構成
- (3) 相手国名と分類コード
- (4) 統計表
 - (i) 1965年相手国別年間輸出入額
 - (ii) 1965年10大分類(品目)別仕出国別輸

額、仕向国別輸出入額

- (iii) 1956～1965年、主要品目別輸出入の数量と金額
- (iv) 輸入：品目別仕出国別数量と金額
- (v) 輸出：品目別仕向国別数量と金額
- (vi) 政府の輸入
- (vii) マラヤ州、サラワク、シンガポール、およびそれ以外の仕出国からの主要品目別輸出入

これには再輸出入という概念は出てこない。

2. ブルネイ

前項と同様に、1965年報の内容をみると、つぎのとおり編成されている。

- (1) 概念、定義、使用した品目分類の説明
- (2) 3桁までの品目分類の構成
- (3) 統計表
 - (i) 1965年10大分類(品目)別輸出入額
 - (ii) 1965年相手国別輸出入額
 - (iii) 1960～1965年、ブルネイ品目分類による大分類別輸出入額
 - (iv) 1960～1965年、主要品目別輸出入額
 - (v) 1960～1965年、主要品目別輸入額
 - (vi) 輸入(再輸入を含む)：品目別仕出国別数量と金額
 - (vii) 輸入(再輸入を含む)：仕出国別品目別数量と金額
 - (viii) 輸出：品目別仕向国別数量と金額
 - (ix) 輸出：仕向国別品目別数量と金額
 - (x) 再輸出：品目別仕向国別数量と金額
 - (xi) 再輸出：仕向国別品目別数量と金額

3. 両国貿易統計書の内容の特徴

両国の貿易統計書の内容を比較すると、上に述べたことからすぐわかるように、サバのほうで掲載されていないのは、輸入統計、輸出統計に「再

輸入、再輸出をそれぞれ含む」という表現がなく、かつ再輸入および再輸出の統計は別掲もされていないことである。これはサバでは、輸入あるいは輸出の概念を規定しているが、再輸入あるいは再輸出という概念を設定していないための結果であり、ブルネイと異なる一つのポイントである。

サバに比べ、『ブルネイ貿易統計書』では「相手国名コード表」が掲載されていないが、相手国名コードと相手国の分類のしかたは1964年1月1日より適用となった「ブルネイ貿易統計品目分類表」によってみることになる。

サバは「政府の輸入」を品目別相手国別の表にまとめて特掲している。これは輸入統計の中から抽出してかかげたのであって、別掲したものではなく、同様に次表の「マラヤ州、サラワク、シンガポール」との取引分も抽出して特掲したものである。

これを特掲した趣旨は、ブルネイ、サラワク両国がその地理的位置からシンガポールとの取引がきわめて高額であるため、国内に在住する華僑貿易業者と在シンガポールの同業者を通じた連繋の強さを示しているのに対し、サバはブルネイに近く、やはり華僑の貿易業者を多数擁してサラワク、ブルネイとの交易も盛んではあるが、むしろ香港との結びつきが強く、貿易額を比べると香港との取引高がシンガポールより大きい事情があり、サバがマレーシアのメンバーとなった現状からみて、その間の事情を判明しやすくしているものと解せられる。これに、サラワクを含めているのは、1961年から、両国間に締結された「自由貿易地区協定」(Free Trade Area Agreement)で、両国間取引の場合は関税を課さないことになっているので、その非課税とした分の推計額を得るためにも必要である。

つぎに、時系列比較のデータは、サバが掲載したのは1956年から、ブルネイは1960年からで、いずれも1965年までと比較期間に長短の差があるが、これは、HSITCに準拠したそれぞれの品目分類が、年間を通じてはじめて適用された時期からの統計を比較したものである。ただ、両国とも1964年より新SITCに準拠した品目分類を適用しているが、この時系列比較は新SITCの品目大分類に、新旧統計数字をそのまま掲載している。

IV 定義および除外品目

両国の貿易統計は、それぞれの国の港湾、空港、国境で税関事務所に登録された輸出入申告書にもとづいて集計されたものであるのは、サラワクの場合と同様で、いわゆる、陸海空路による輸出入商品の流れを国境で捉えるのではなく、通関段階で捉える特別貿易方式によっている。

この方式の実施について、輸出入概念の決め方などを、ブルネイがサバよりやや詳しく述べているので、それを1965年報にしたがってみることにする。

1. ブルネイ

ブルネイの領域2226平方マイル(5765平方キロメートル)は過去数十年間変化はない。

(1) したがって、本書の集計対象となったものは、ブルネイ港、ブルネイ空港および税関事務所に登録された輸出入申告書である。

(2) 集計対象となった商品の範囲は、政府民間を問わず輸入、輸出した財貨であり、船舶あるいは航空機については、

(i) それらが商品として、持主が独自あるいは他の方法により、ブルネイ国外から国内に持ち込んだもの、あるいは、

(ii) それらが商品として、持主が独自あるいは

は他の方法により、ブルネイ国内から国外に持ち出したもの、

であれば、集計対象となっている。

(3) 除外品目の規定

つぎに該当するものは貿易統計の集計対象とならない。

(i) 流通過程にある紙幣および铸貨。

(ii) ブルネイ関税率表で非課税としているもののうち個人および世帯用品類で、旅行者が自分の使用のために携行しているもの。

(iii) ブルネイの船舶および航空機に供給する用品および燃料。

(iv) 石油資源調査用設備および試掘機器等で借用のもの。

(v) 直接通過貨物。

(vi) ブルネイの漁船から直接水揚げする水産魚介類。

(vii) 外交団用の輸出入品。

(viii) 軍備、軍事用の輸出品。

なお、SITCをはじめ、多くの国においては金、地金を除外品目として取り扱っているが、サラワクと同じく、ブルネイ、サバにおいても除外規定をしておらず、集計されているので、国際比較をする際に注意を要する。

(4) 輸出入等の定義

輸出入、再輸出入および直接通過貿易についてつぎのように規定している。

(i) 輸入品というのは、その財貨が輸入のために通関したもので、ブルネイ国外のある場所から陸海空路のいずれかを經由し、あるいはブルネイ国内にある保税倉庫から直接ブルネイ国内にはいつてきたもの。

(ii) 輸出品というのは、その財貨が輸出のために通関したもので、ブルネイ国内から国外へ、

またはブルネイの保税倉庫から陸海空路により直接出て行ったもの。

(iii) 再輸入品というのは、以前にブルネイ国外に輸出したもので、ブルネイに輸入されたもの。

(iv) 再輸出品というのは、以前にブルネイ国外から国内に輸入したもので、国内からまた輸出したもの。

(v) 直接通過貿易品というのは、ブルネイ以外の国へ輸送することだけを目的としてブルネイ国内に持ち込まれ、かつ、船舶会社、航空会社あるいはブルネイ政府の税関、港湾、行政機関に保護管理されているもの。

(5) 集計対象資料の収集方法

財貨の輸入・輸出を行なう者は、その各商品の輸出入、再輸出入について税関に申告書を提出し、承認されなければならない。税関が承認を与え、通関されたものについて、貿易統計の集計が行なわれる。

小包郵便の統計は郵政部 (Postal Authorities) を通じて収集し、貿易統計書に掲載している。

また、ブルネイ以外の国の船舶、航空機が消費するために積載した用品および燃料の詳細については、その所属する船舶会社、航空会社の事務所からの報告にもとづいている。

以上の方法によって、毎年の貿易統計の集計は、その年の1月1日から12月31日までの期間中に登録されたものにつき集計している。

つぎに、この貿易統計に適用された品目分類および、数量金額に関する記述があるが、後述するのでここではとりあげない。

(6) 仕出国と仕向国

小包郵便を除く輸入(再輸入を含む)の仕出国の捉え方として、原産国 (Country of Origin) 主義をと

っており、原産国はブルネイに輸入される財貨の形を最終的に作りあげた国である。

また、小包郵便の輸出、再輸出を除く輸出(再輸出を含む)の仕向国(Country of Destination)は、輸出を実施する段階で、その商品を消費するものと予定されている国である。

(7) 集計の方法

輸入者、輸出者から提出された輸出入申告書を税関のほうで収集し、内容を吟味した上でサラワク統計部に送付する。そこにブルネイ貿易統計課があって、集計業務を担当している。集計はICTのパンチカード・システムで行なわれ、コード、数量および金額等のエラーのチェックを加味しながら、最終的に統計書の様式でプリントし、それをブルネイ税関に送付する。

『貿易統計書』はクアラ・ベライトにあるブルネイ新聞社(Brunei Press)が印刷を行ない、税関部から刊行される。

2. サバ

概念および定義など、貿易統計における基本的事項について、ブルネイとサバはほぼ同一の態度をとっているが、サバの『1965年貿易統計書』の説明でみると若干の差異があるので、それについて述べてみよう。

(1) サバの統計地域はマレーシアのサバ州に限られている。サバの面積は2万9388平方マイル(7万2112平方キロメートル)で、1946年7月15日にイギリス軍が北ボルネオとラブアン島の軍政を終結し、ラブアン島を北ボルネオ領に編入して英国植民地としてからは領土範囲の変更はない。ただし、1951年北ボルネオ人口センサス当時の国土面積と『1960年同センサス報告書』に示された面積は異なっているが、その間に航空写真により精密測定をした結果求められたものであって、実質的に

面積の数値を修正したにすぎない。

(2) 貿易統計対象商品の範囲は両国とも同一である。

(3) 除外品目の規定は、ブルネイの規定(i),(vi)だけが共通で、ブルネイの(ii),(iii),(iv),(v),(vii)および(viii)については規定されていないが、だからそれらは貿易統計にすべて含まれているとみるのはあたらぬ。項目別に考えてみよう。

(ii) 旅行者が携帯する個人用品についてはサバの税関を通るときに、いちいち申告しなくてもよく、申告を要するのは規定量以上の酒、タバコを携行しているときだけである。

(iii) サバの船舶に供給する用品および燃料は当然除外されることになろうし、また、サバ自身の航空機についても同様であろう。

(iv) 石油採掘用機材はサバには関係がないので、あらためて規定する心要がない。

(v) 直接通過貨物は、『サバ税関年報』の説明によると、そのほとんどがラブアン島ビクトリア港経由のもので、ブルネイ、サラワク北部に送る石油関係設備だけであり、その両国から出る直接通過貨物はほとんどが材木である。これらの財貨は『サバ貿易統計書』に掲載されていないことは同じく『サバ税関年報』の中に、取扱数量だけしか掲載されていないことおよび貿易統計の対象品目として必要な「金額」の明示がされていないために除外されているものと判断できる。

(vii) 外交団用の輸出入品を除外するのは、どこの国においても常識であると思う。

(viii) 軍備、軍事用の輸入品については、『1965年貿易統計書』第6表政府輸入をみると「軍事用武器弾薬」(Military weapons and ammunition)が英国を仕出国として表示している。し

たがって、その他の軍事用品で政府輸入のものもあるはずである。このように、サラワク、ブルネイで除外しているが、サバでは除外していないものと考えられる。

サバのこの方式は1955年以降一貫して変わっていない。

つぎに、「数量および金額の表示」、「相手国分類のしかた」および「適用した品目分類体系」の説明にはいるが、いずれもサバ、ブルネイの品目分類表（関税率表）に説明されている事柄なので、両国の1964年品目分類表を中心に述べてみよう。

V 数量および金額の表示

数量単位の表示には英国基準の度量衡 (British standard weight and measure) が採用されているほか、サラワクと同様、旧英領ボルネオ諸国で一般に使用されている度量衡（本来は華僑の度量衡である）も併用されている。貿易統計の重量は外装品や梱包材料を除いた純重量で表示されている。

サバ、ブルネイの貿易統計書で使用されている数量単位およびその略語、旧英領ボルネオ諸国の度量衡と英国基準の度量衡、つまりヤード・ポンド法それらのメートル法との換算率表が本誌の1967年2月号（サラワクの貿易統計）に詳しく掲載されているのでここでは省略する。

金額の表示はマラヤ・ドルで、換算率は1マラヤ・ドルが2シリング4ペンスである。輸入価格については、輸出国における F. O. B. 価格に保険料および運賃を加えた C. I. F. 価格で関税は含まないことになっている。一方、輸出価格は、国内販売価格に輸出手続きの経費を加算した F. O. B. 価格であるのは、この3国とも全く同一である。

VI 相手国分類

相手国の分類のしかたは、1964年からはサラワクとブルネイは、相手国の中に自国も含め、同一コードを付与しているがサバはアフリカ、中米、大洋州について、相手国をグループにしてコードを与えている。1963年まではサバとブルネイは別の相手国分類を使用している。1963年までのブルネイの相手国分類のしかたは、まず世界を大きく5地域に分け、これを最初のコード1桁を用いて区分し、その中に含まれる国に3桁のコードをつけており、相手国が75カ国となっている。

サバの相手国分類は1955年から1958年までの2桁分類と1959年から1963年までの3桁分類の2体系が使用されている。

前期（1955～58年）相手国分類コードの2桁の与え方は、世界を英連邦、非英連邦と大別してから5地域に分けておいて、単純に一連番号をつけたもので、相手国数は英連邦関係国16カ国、非英連邦国29カ国の45カ国となっているが、後期の相手国分類は、前期のそれで1国扱いとなっていたインド、パキスタンが分離されて計46カ国となり、相手国コードのつけ方は世界を5地域に分け、これを1桁コードで示した3桁コードで地域内にある国を表示している。サバ後期とブルネイの相手国数は第1表のとおりである。

1964年からの相手国数は、サバが116カ国に對
第1表 相手国分類比較(1963年までのサバとブルネイ)

| コード | 地域名 | サバ (1959～63年) 地域内相手国数 | ブルネイ (1959～63年) 地域内相手国数 |
|-----|---------|-----------------------------|-------------------------------|
| 1 | アジア | 17 | 24 |
| 2 | ヨーロッパ | 18 | 25 |
| 3 | アメリカ | 4 | 12 |
| 4 | オーストラリア | 3 | 4 |
| 5 | アフリカ | 4 | 10 |
| 計 | 5 | 46 | 75 |

し、ブルネイは196カ国となっており、この差は、ブルネイがアフリカ諸国、中米、大洋州の相手国分類を詳細に表示しているために生じたものである。

VII 品目分類

品目別相手国の詳細な統計を掲載した『貿易統計書』をサバが1955年から編集したのに対し、ブルネイは1959年からであり、そのため品目分類の適用のしかたをサバのものについてみることにし、あとでブルネイのそれについて述べる。

1. SITC Original に準拠した品目分類

1964年1月1日より適用のサバ品目分類表(Malaysian Trade Classification and Sabah Customs Tariff)の序文につきのように述べられている。

「1957年以降、サバ貿易品目分類は国連の経済社会理事会が勧告した国際標準品目分類体系にもとづいたものであった。」

「1960年国連の同理事会が新 SITC を作成したので、1964年からのサバ品目分類表はこれに一致して作成されている。」

この態度はサラワクの1964年から適用の品目分類表の序文にある説明と全く同一であるが、サバ、サラワクの古い『貿易統計書』に使用された品目分類を調べてみると、この説明とは事情が少し異なる。すなわち、1955～63年の『貿易統計書』の「まえがき」の説明によると、

「商品はSITC (Originalの意) に準拠した“1954年サバ貿易統計品目分類表”(Sabah Trade Classification List, 1954) によって分類した」

とある。ちなみに、サバの1954年10月号(『北ボルネオ貿易統計月報』)をみると、これに SITC 品目大分類、中分類の輸出入数量および金額が前年の分と対比して掲載(相手国別の資料はない)されてい

るので、すでに SITC を使用していたことがうかがわれ、その間に上記の品目分類表が完成し、1954年4月1日より適用となり、1955年の『貿易統計書』に採用されたものである。そして、1963年の『貿易統計書』にいたるまで、一貫してこの分類が使用されている。したがって、1957年云々にこだわることは意味がない。

これに1954年サラワク貿易統計品目分類体系を対比してみると、両者の関係はほとんど同じであるといえる。すなわち、両国がともに SITC (Original) 5桁目下位に1桁を追加して6桁とし、必要な品目名を表現しているが、このしかたをみると、追加品目の並べ方、コードの与え方は基本的に一致しており、ただ、一方の国は追加したが他方はしなかったり、実質的に同一商品でありコードも同一でありながら名称の表現がやや異なるといった微小な差異があるので、完全に同一の分類であるというわけにはいかない。

つぎに、1963年までのブルネイ貿易統計の品目分類についてみると、『貿易統計書』が刊行されたのは1959年4～12月分からで、これに適用されたのは「1959年ブルネイ貿易統計品目分類」(Brunei Trade Classification, 1959)で、同年1月1日から使用されている。

この分類表は SITC (Original) に準拠し、ブルネイの貿易上主要な商品について SITC の5桁コードに1桁を追加し、6桁コードに編成して作ったものである。

SITC に比べて新設したコードが小分類、

- (i) 932: 船舶あるいは航空機自身の消費のため直接積み込まれた船舶あるいは航空機用品、
- (ii) 999: 金および通貨、

であるほか、6桁コード設定の要領は、『貿易統計書』でみるかぎり、サラワクの場合と全く同一で

第2表 ブルネイ、サラワク品目数比較(品目分類表)

| 大分類 (Section) | 1959年ブルネイ 貿易統計品目分類 | | | 1954年サラワク 貿易統計品目分類 | | | 1957年 サラワク | 1954年北ボルネオ 貿易統計品目分類 | | |
|------------------|-----------------------|----------------|---------------|-----------------------|----------------|---------------|---------------|------------------------|----------------|---------------|
| | 中分類 (Division) | 小分類 (Group) | 細分類 (Item) | 中分類 (Division) | 小分類 (Group) | 細分類 (Item) | 細分類 (Item) | 中分類 (Division) | 小分類 (Group) | 細分類 (Item) |
| 0 | 10 | 36 | 180 | 10 | 36 | 188 | 180 | 10 | 36 | 108 |
| 1 | 2 | 4 | 27 | 2 | 4 | 29 | 27 | 2 | 4 | 21 |
| 2 | 9 | 25 | 158 | 9 | 25 | 200 | 158 | 9 | 25 | 110 |
| 3 | 1 | 5 | 23 | 1 | 5 | 25 | 23 | 1 | 5 | 16 |
| 4 | 1 | 3 | 20 | 1 | 3 | 22 | 20 | 1 | 3 | 19 |
| 5 | 7 | 12 | 107 | 7 | 12 | 124 | 107 | 7 | 12 | 68 |
| 6 | 9 | 36 | 305 | 9 | 36 | 328 | 308 | 9 | 36 | 191 |
| 7 | 3 | 12 | 170 | 3 | 12 | 186 | 170 | 3 | 12 | 108 |
| 8 | 7 | 14 | 141 | 7 | 14 | 145 | 141 | 7 | 14 | 83 |
| 9 | 4 | 5 | 14 | 4 | 5 | 20 | 14 | 3 | 5 | 19 |
| 計 | 53 | 152 | 1,145 | 53 | 152 | 1,267 | 1,148 | 53 | 152 | 743 |

あり、この方法はサバの場合も同様である。

その内容の構成をサラワクの分類表と対比してみると、第2表のとおりである。

ブルネイの1959年品目分類表は、細分類品目数の「大分類6: 原料別製品」のところで、1957年のサラワク品目分類表より3個少ないだけで、あとは1957年のものに一致している。これは、その分だけブルネイでは不必要とみて品目項目として採用しなかったもので、ほかは品目の名称、コードをそのまま使用していることを意味している。すなわち、「1959年ブルネイ貿易統計品目分類表は、1957年サラワク貿易統計品目分類表をそのまま採用している」と判断してよいわけである。

サバのほうは、1954年サバ貿易統計品目分類をそのまま1963年まで使用しているので、大分類別にみた細分類の品目項目数は1954年サラワク貿易統計品目分類表のそれに見合うものであり、1959年ブルネイ貿易統計品目分類とはかなりの相違がある。

2. SITC Revised に準拠した品目分類

1964年1月1日より適用の新しい品目分類をサラワクと同様、サバ、ブルネイが揃って作成した。ブルネイのは、「ブルネイ貿易統計品目分類表

(関税率付)」で、サバのそれは「マレーシア貿易統計品目分類表およびサバ関税率」である。両者の品目項目数の構成をみると第3表のとおりである。

第3表 1964年サバ、ブルネイ品目分類表の比較
(品目項目数)

| 大分類 | 1964年ブルネイ 貿易統計品目分類 | | | 1964年サバ 貿易統計品目分類 | | |
|-----|-----------------------|-----|-------|---------------------|-----|-------|
| | 中分類 | 小分類 | 細分類 | 中分類 | 小分類 | 細分類 |
| 0 | 10 | 33 | 269 | 10 | 33 | 266 |
| 1 | 2 | 4 | 37 | 2 | 4 | 38 |
| 2 | 9 | 31 | 247 | 9 | 31 | 246 |
| 3 | 4 | 5 | 34 | 4 | 5 | 35 |
| 4 | 3 | 4 | 33 | 3 | 4 | 33 |
| 5 | 9 | 16 | 273 | 9 | 16 | 269 |
| 6 | 9 | 50 | 603 | 9 | 50 | 602 |
| 7 | 3 | 18 | 343 | 3 | 18 | 341 |
| 8 | 7 | 19 | 350 | 7 | 19 | 343 |
| 9 | 6 | 7 | 23 | 6 | 7 | 23 |
| 計 | 62 | 187 | 2,212 | 62 | 187 | 2,196 |

中分類、小分類の項目数は一致し、品目名とコード番号も完全に同じである。細分類項目数が大分類の0, 1, 2, 3, 5, 6, 7, 8でわずかず異なるが、たとえばつぎのような事情がこの原因となっている。

コード: 112413 Toddy, in bottle, not exceeding 70% proof spirit Toddy, other

はブルネイの分類表に掲載され、サバは削除して

おり、

コード：112419 Compound alcoholic preparations (concentrated extracts) for the preparation of beverages

コード：122202 Beedies

はサバの分類表に掲載され、ブルネイが削除したため、「大分類1」で1項目の差が出ている。

サバ、サラワクは「マレーシア貿易統計品目表」を採用しているので、分類体系は同一であり、ブルネイはこれに準拠したけれども、品目名とコードを全く同じくして、不必要のものを削除し、必要なものはコードを新設して名称を与え、分類表に挿入している。

(総理府統計局消費統計課 柳川昭太郎)

アジア経済研究所刊行

インドの経済発展と教育投資

天城 勲 編

457頁 ￥1200

▷インド教育の概観・教育発展の史的考察・教育制度と教育発展の現状▷教育のインド的性格・教育政策の理念と性格・教育制度の特質・教育内容のインド的性格▷インドの経済発展と教育計画・低開発国における経済発展と教育・近代飛躍期のインド経済と教育の普及・5カ年計画における一般教育計画・5カ年計画におけるマンパワー・ポリシーと教育・5カ年計画における教育の効果の分析と問題点〔付録〕Iインドの教育統計表 II文献目録

インド経済総合モデルの研究

福地 崇生 著

533頁 ￥1350

▷総論▷研究の目的・作業概要▷方法論の概略▷各論▷マクロ・モデル▷ミクロ・モデル▷輸出モデル▷輸入モデル▷設備投資モデル▷在庫投資モデル▷金融モデル▷産業関連モデル▷予測結果の概略▷予測の手続き▷予測結果の分析▷結論

インドの人口増加と経済発展(Ⅰ)

南 亮三郎 編

289頁 ￥900

▷総括(南亮三郎)▷インド人口に関する統計資料(河野稠果)▷インド人口の史的概観(岡田実)▷インド人口の基本構造(上田正夫)▷インドの出生力(南亮進)▷インドの死亡率(大淵寛)▷インドの人口分布と移動(鈴木啓祐)▷インド人口の社会的構造(小林和正・兼清弘之)▷インド人口の経済構造(Ⅰ)―労働人口(加藤寿延)▷インド人口の経済構造(Ⅱ)―産業構造(石南国)〔付録〕関係文献目録

インドの人口増加と経済発展(Ⅱ)

南 亮三郎 編

178頁 ￥620

▷インド人口の増加予測と構造変動▷インドの人口増加と所得水準▷インドの農業人口と潜在失業▷インドの工業化と人口都市化▷インドの人口政策Ⅰ(経済計画における人口要因)▷インドの人口政策Ⅱ(家族計画運動の現状と展望)▷インド人口と経済の発展潜在力―インド人口成長の要因分析/インド経済の発展潜在力〔関係文献目録〕

アジア経済出版会発売